

2008年漁業センサス結果速報

平成20年11月1日現在

(海面漁業調査)



平成21年8月

石川県県民文化局

は じ め に

この冊子は、平成20年11月1日現在で実施した「2008年漁業センサス」の石川県分の結果速報をとりまとめたものです。

漁業センサスは、昭和24年以来5年ごとに行われてきた、漁業に関する唯一の全数調査であり、漁業の生産構造、就業構造及び流通・加工業等、我が国漁業の実態を総合的に明らかにすることを目的とする重要な統計調査です。

平成19年3月、農林水産省が水産基本法に基づく新しい水産基本計画を策定し、以降「水産資源の回復・管理の推進」、「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費の展開」等、様々な施策が展開されています。

しかしながら、原油高や魚価の低迷、経営主の高齢化等、我が国漁業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、この意味でも、本調査は施策の検証とともに、今後の水産行政の推進に不可欠なものであるといえます。

なお、この調査結果の確報については、平成22年3月の農林水産省の公表にあわせ、本県分の詳細な結果を公表します。

平成21年8月

石川県県民文化局県民交流課統計情報室

漁業センサスについて

1 調査の目的

漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備する。

2 調査の種類

海面漁業調査のうち漁業経営体調査

（漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査、流通加工調査は地方統計組織（地方農政局等）が行う）

3 調査期日

平成20年11月1日

4 調査の範囲

海面に沿う県内15市町の区域内にある海面漁業経営体

5 調査客体の定義

海面漁業経営体とは、調査期日前1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

6 利用上の注意

(1) 統計表に用いる記号

…	—	0又は0.0	△	x
調査の事実なし	該当なし	単位未満	減少	秘匿

(2) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 今回の数値は確定値ではなく概数値（速報）であり、確定値は農林水産省による公表後、平成22年3月までに刊行物で公表する。

I 調査結果の概要

1 漁業経営体の基本構成の推移

漁業就業者の高齢化などから、漁業経営体数、漁船隻数とも減少した。

漁業経営体数はほとんどの階層で減少しており、中でも10トン未満の各階層で2桁の減となった。

図1 経営体階層別経営体数の推移

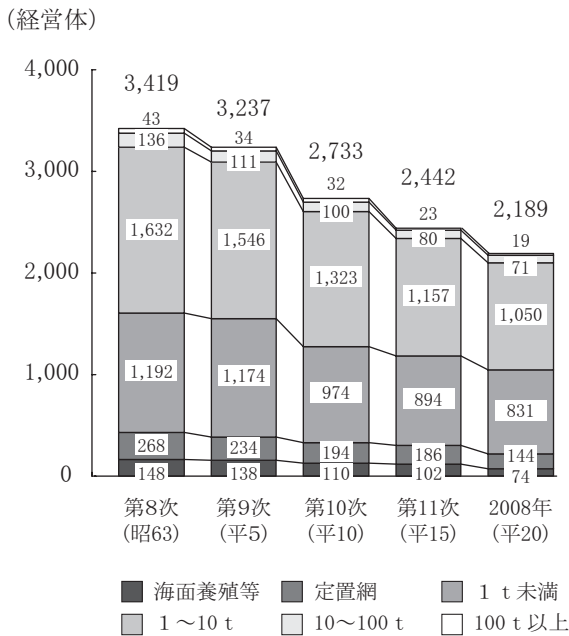
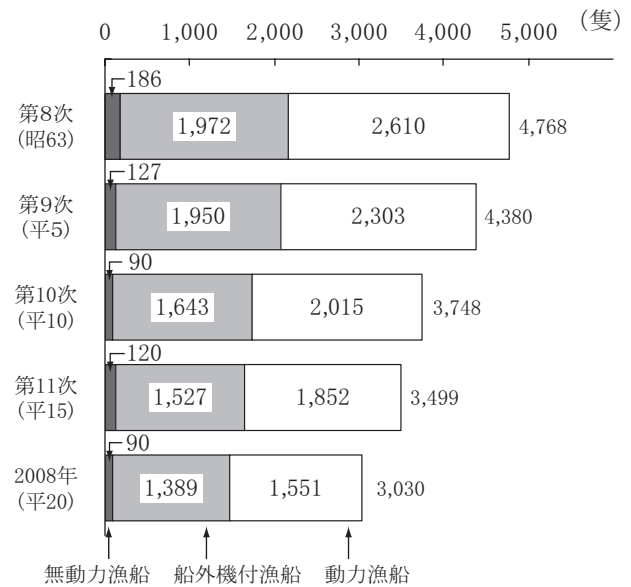


図2 漁船隻数の推移



- (1) 漁業経営体数は2,189で、第11次漁業センサス（平成15年実施、以下「前回」という）に比べ、253（10.4%）減少した。（4ページ、表1参照）
- (2) 漁業経営体を経営組織別に見ると、個人経営体は2,088で、前回に比べ219（9.5%）減少した。また、団体経営体は101で、前回に比べ34（25.2%）減少した。（4ページ、表2参照）
- (3) 漁業経営体を階層別に見ると、ほとんどの階層で減少した。（5ページ、表3参照）
なお、今回の調査から船外機付漁船を1トン未満の動力漁船から分離し、新規の階層とした。
- (4) 漁船総隻数は3,030隻で、前回より469隻（13.4%）減少した。種類別構成では、無動力漁船3.0%、船外機付漁船45.8%、動力漁船51.2%となっており、前回に比べ無動力漁船が30隻（25.0%）、船外機付漁船、動力漁船はそれぞれ138隻（9.0%）、301隻（16.3%）減少した。
また、動力漁船の1隻平均トン数は8.44トンで、前回より0.11トンの減少となった。（4ページ、表1参照）

2 漁業経営体数（漁業種類別、漁獲販売金額別等）の推移

主とする漁業種類別では、はえ縄、その他の網漁業及びその他の漁業が増加したものの、他の漁業種類では減少した。

また、漁獲販売金額別では、5,000万円以上の各階層が増加したが、100万円未満、100万円以上500万円未満、500万円以上1,000万円未満及び1,000万円以上5,000万円未満の各階層で大きく減少した。

図3 主とする漁業種類別経営体数の推移

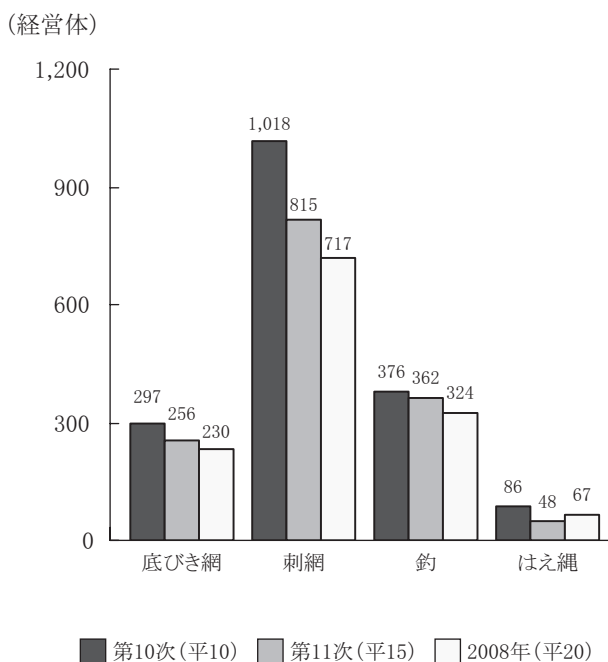
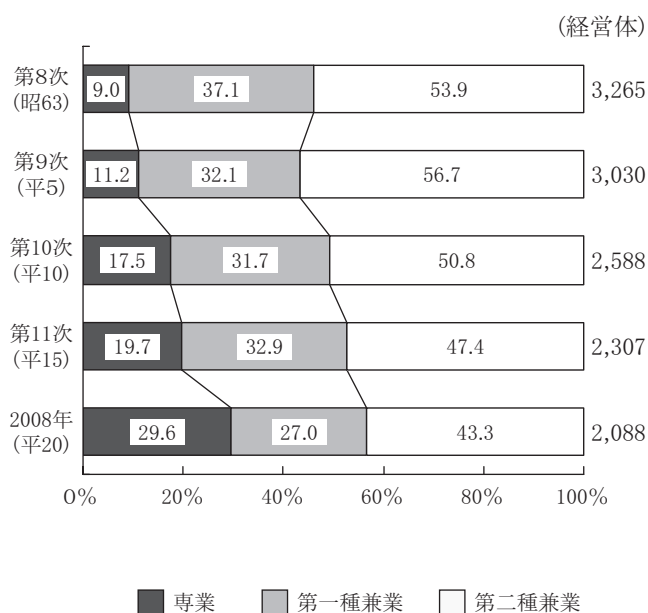
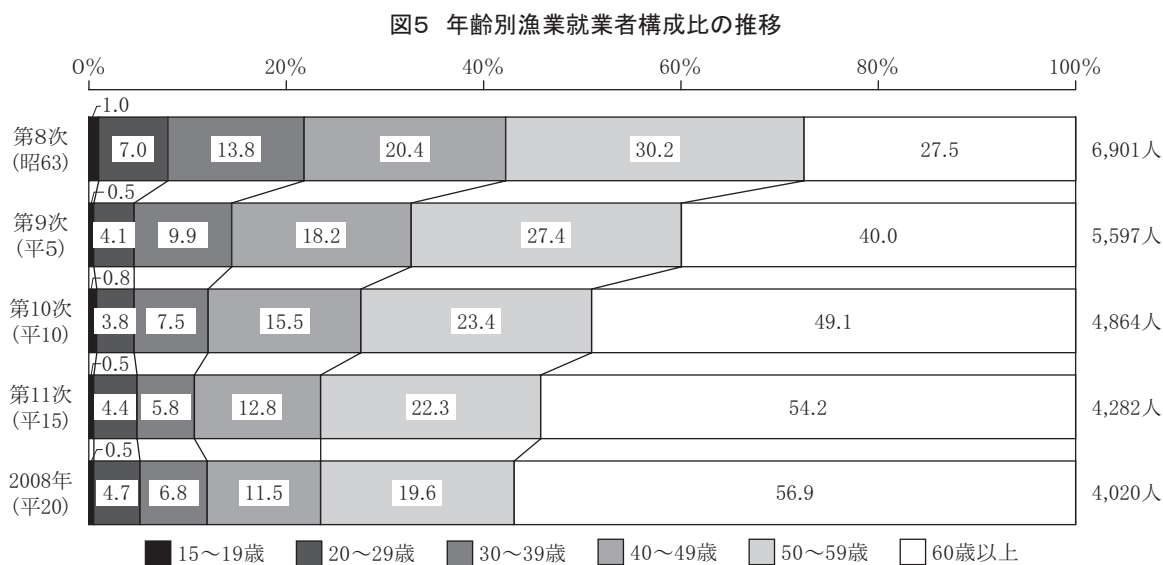


図4 自営漁業の専・兼業別経営体構成比の推移



- (1) 主とする漁業種類別漁業経営体の構成では、刺網が32.8%、釣が14.8%、底びき網が10.5%と上位を占めている。(6ページ、表4参照)
- (2) 市町別漁業経営体数では、宝達志水町以北の能登地区に1,942(88.7%)が分布しており、かほく市以南の加賀地区は247(11.3%)である。また、前回に比べ増加したのは、加賀市20(28.6%)、宝達志水町1(3.8%)の2市町のみであり、他の市町では減少した。(7ページ、表5参照)
- (3) 漁獲販売金額別にみると、100万円未満の経営体が1,125(51.4%)、100万円以上500万円未満が573(26.2%)、500万円以上1,000万円未満が204(9.3%)、1,000万円以上5,000万円未満が202(9.2%)などとなった。(8ページ、表6参照)
- (4) 個人経営体の専・兼業別構成比では、専業が29.6%、兼業が70.4%(うち漁業が主の第一種兼業は27.0%、漁業が従の第二種兼業は43.3%)であり、専業が前回より164(36.0%)と大きく増加した。(8ページ、表7参照)

3 漁業就業者及び基幹的漁業従事者の推移



(1) 漁業就業者数（満15歳以上で過去1年間に、漁業の海上作業に年間30日以上従事した者）は4,020人となった。

年齢別構成比では、前回に比べ20歳～29歳及び30歳～39歳で微増、40歳～49歳及び50歳～59歳で減少した。

今回も50歳以上の就業者は76.5%と全体の4分の3以上を占め、中でも60歳以上、特に65歳以上の就業者が占める割合が4割を超えた。

また、男女別構成では、男87.7%、女12.3%で、前回と同様であった。（9ページ、表8参照）

図6-1 基幹的漁業従事者の年齢別構成比(第11次)

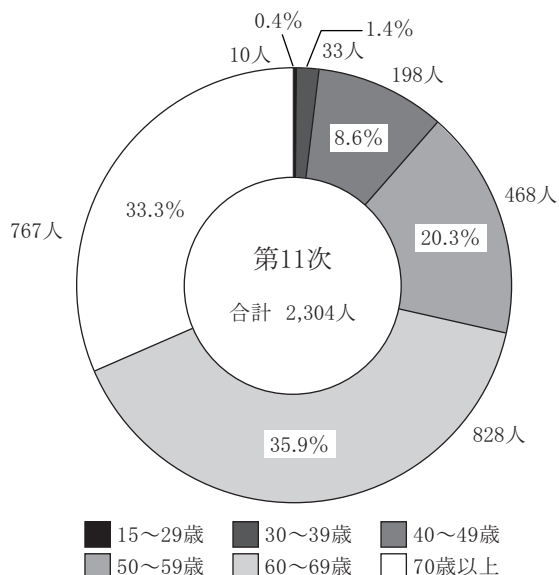
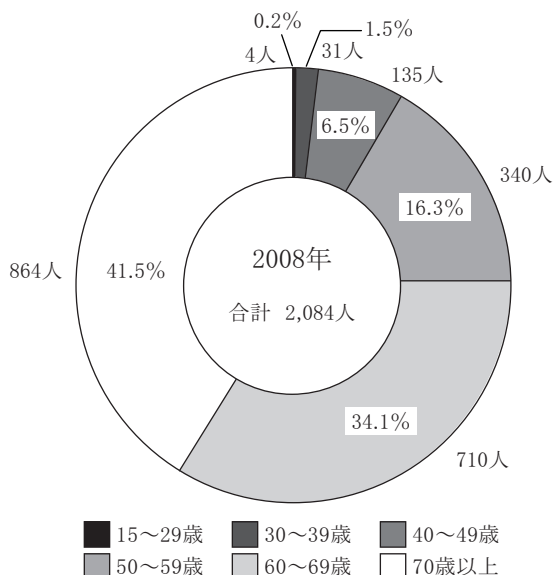


図6-2 基幹的漁業従事者の年齢別構成比(2008年)



(2) 基幹的漁業従事者（個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者）2,084人の年齢別構成比をみると、60歳以上が1,574人（75.6%）を占めている。

うち、60歳以上70歳未満は710人（34.1%）、70歳以上が864人（41.5%）であり、漁業経営体の95%以上を占める個人経営体の高齢化が進んでいる。（3ページ、図6-2、4ページ、表2参照）

Ⅱ 統 計 表

表 1 漁業経営体の基本構成の推移

調査区分 調査項目		第 8 次 漁 業 センサス (昭和63年)	第 9 次 漁 業 センサス (平成 5 年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第 11 次 漁 業 センサスとの比較		
					実 数	構成比	実 数	構成比	増減数	増減比	
漁業経営体数		3,419	3,237	2,733	2,442	%	2,189	%	△ 253	△ 10.4	
漁	総 数 (隻)	4,768	4,380	3,748	3,499	100.0	3,030	100.0	△ 469	△ 13.4	
	無動力漁船 隻数 (隻)	186	127	90	120	3.4	90	3.0	△ 30	△ 25.0	
	船外機付漁船 隻数 (隻)	1,972	1,950	1,643	1,527	43.6	1,389	45.8	△ 138	△ 9.0	
船	動 力 漁 船	隻 数 (隻)	2,610	2,303	2,015	1,852	52.9	1,551	51.2	△ 301	△ 16.3
		総トン数 (トン)	27,829	20,801	20,076	15,831	%	13,086	%	△ 2,745	△ 17.3
	1隻平均 トン数 (トン)	10.66	9.03	9.96	8.55	%	8.44	%	△ 0.11	△ 1.3	

表 2 経営組織別漁業経営体数の推移

調査区分 組織区分		第 8 次 漁 業 センサス (昭和63年)	第 9 次 漁 業 センサス (平成 5 年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第 11 次 漁 業 センサスとの比較	
					実 数	構成比	実 数	構成比	増減数	増減比
総 数		3,419	3,237	2,733	2,442	%	2,189	%	△ 253	△ 10.4
個人経営体		3,265	3,030	2,588	2,307	94.5	2,088	95.4	△ 219	△ 9.5
団 体 経 営 体	会 社	65	63	67	71	2.9	70	3.2	△ 1	△ 1.4
	漁 業 協 同 組 合	1	-	1	-	0.0	-	0.0	-	-
	漁 業 生 産 組 合	7	6	4	4	0.2	3	0.1	△ 1	△ 25.0
	共同経営	77	133	70	55	2.3	28	1.3	△ 27	△ 49.1
	そ の 他 (注)	4	5	3	5	0.2	-	-	△ 5	皆 減
	小 計	154	207	145	135	5.5	101	4.6	△ 34	△ 25.2

(注) 第11次センサス以前は、「官公庁・学校・試験場」

表3 経営体階層別漁業経営体数の推移

調査区分 階層区分		第8次 漁業 センサス (昭和63年)	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第11次漁業 センサスとの比較		
					実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
総数		3,419	3,237	2,733	2,442	100.0	2,189	100.0	△253	△10.4	
漁船非使用		5	9	16	10	0.4	12	0.5	2	20.0	
漁 船 使 用	無動力漁船 のみ	9	7	7	5	0.2	5	0.2	-	-	
	船外機付 漁船(注1)	757	34.6	皆増	-	
	動 力 漁 船	1トン 未満	1,178	1,158	951	879	36.0	57	2.6	-	-
		1～3 トン	852	729	614	487	19.9	443	20.2	△44	△9.0
		3～5 トン	506	509	473	426	17.4	401	18.3	△25	△5.9
		5～10 トン	274	308	236	244	10.0	206	9.4	△38	△15.6
		10～30 トン	84	73	75	61	2.5	55	2.5	△6	△9.8
		30～100 トン	52	38	25	19	0.8	16	0.7	△3	△15.8
		100～200 トン	20	16	17	11	0.5	10	0.5	△1	△9.1
		200～500 トン	13	7	9	7	0.3	6	0.3	△1	△14.3
		500～1000 トン	7	6	4	4	0.2	3	0.1	△1	△25.0
1000トン 以上		3	5	2	1	0.0	-	-	△1	-	
大型定置網		67	43	28	41	1.7	30	1.4	△11	△26.8	
小型定置網		201	191	166	145	5.9	114	5.2	△31	△21.4	
地びき網(注2)		19	10	10	9	0.4	皆減	-	
海 面 養 殖	まだい(注3)	4	8	3	1	0.0	1	0.0	-	0.0	
	かき類	107	104	90	82	3.4	72	3.3	△10	△12.2	
	わかめ類	11	8	2	4	0.2	-	-	△4	-	
	その他	7	8	5	6	0.2	1	0.0	△5	△83.3	

(注1) 2008年センサス以降、船外機付漁船を1トン未満の動力漁船から分離し、新規の階層とした。

(注2) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

(注3) 第8次及び第9次センサスでは「たい類」

表4 主とする漁業種類別漁業経営体数の推移

調査区分 漁業種類	第8次 漁業 センサス (昭和63年)	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第11次漁業 センサスとの比較		
				実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
総数	3,419	3,237	2,733	2,442	100.0	2,189	100.0	△ 253	△ 10.4	
底びき網	427	323	297	256	10.5	230	10.5	△ 26	△ 10.2	
船びき網	91	119	69	47	1.9	32	1.5	△ 15	△ 31.9	
地びき網(注1)	19	10	10	9	0.4	…	…	皆減	-	
まき網	38	14	20	10	0.4	10	0.5	-	0.0	
刺網	1,107	1,173	1,018	815	33.4	717	32.8	△ 98	△ 12.0	
敷網	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
大型定置網	67	43	28	41	1.7	30	1.4	△ 11	△ 26.8	
小型定置網	201	191	166	145	5.9	114	5.2	△ 31	△ 21.4	
その他の網漁業	-	-	-	9	0.4	27	1.2	18	200.0	
はえ縄	129	171	86	48	2.0	67	3.1	19	39.6	
釣	530	487	376	362	14.8	324	14.8	△ 38	△ 10.5	
採貝・採藻	557	466	452	492	20.1	437	20.0	△ 55	△ 11.2	
その他の漁業	123	112	111	115	4.7	127	5.8	12	10.4	
海面 養殖	まだい(注2)	4	8	3	1	0.0	1	0.0	-	0.0
	かき類	107	104	90	82	3.4	72	3.3	△ 10	△ 12.2
	わかめ類	11	8	2	4	0.2	-	0.0	△ 4	-
	その他	7	8	5	6	0.2	1	0.0	△ 5	△ 83.3

(注1) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

(注2) 第8次及び第9次センサスでは「たい類」

表5 市町別漁業経営体数の推移

調査区分 市 町	第 8 次 漁 業 センサス (昭和63年)	第 9 次 漁 業 センサス (平成5年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第 11 次 漁 業 センサスとの比較	
				実 数	構成比	実 数	構成比	増減数	増減比
総 数	3,419	3,237	2,733	2,442	100.0	2,189	100.0	△ 253	△ 10.4
金 沢 市	53	39	44	35	1.4	31	1.4	△ 4	△ 11.4
七 尾 市	713	669	536	419	17.2	394	18.0	△ 25	△ 6.0
小 松 市	38	24	26	32	1.3	32	1.5	-	0.0
輪 島 市	596	590	513	491	20.1	415	19.0	△ 76	△ 15.5
珠 洲 市	481	466	386	345	14.1	308	14.1	△ 37	△ 10.7
加 賀 市	114	110	87	70	2.9	90	4.1	20	28.6
羽 咋 市	73	74	67	70	2.9	47	2.1	△ 23	△ 32.9
か ほ く 市	73	55	32	27	1.1	25	1.1	△ 2	△ 7.4
白 山 市	42	70	58	51	2.1	42	1.9	△ 9	△ 17.6
能 美 市	14	11	4	4	0.2	4	0.2	-	0.0
内 灘 町	40	42	29	26	1.1	23	1.1	△ 3	△ 11.5
志 賀 町	448	461	398	360	14.7	300	13.7	△ 60	△ 16.7
宝達志水町	19	15	25	26	1.1	27	1.2	1	3.8
穴 水 町	209	159	120	104	4.3	99	4.5	△ 5	△ 4.8
能 登 町	506	452	408	382	15.6	352	16.1	△ 30	△ 7.9
能 登	3,045	2,886	2,453	2,197	90.0	1,942	88.7	△ 255	△ 11.6
加 賀	374	351	280	245	10.0	247	11.3	2	0.8

表6 漁獲販売金額別漁業経営体数の推移

調査区分 金額区分	第8次 漁業 センサス (昭和63年)	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第11次漁業 センサスとの比較	
				実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比
総数	3,419	3,237	2,733	2,442	100.0	2,189	100.0	△ 253	△ 10.4
100万円未満 (販売金額なしを含む)	1,440	1,360	1,239	1,174	48.1	1,125	51.4	△ 49	△ 4.2
100～500万円	1,191	1,075	809	732	30.0	573	26.2	△ 159	△ 21.7
500～1千万円	311	362	303	233	9.5	204	9.3	△ 29	△ 12.4
1～5千万円	347	329	292	224	9.2	202	9.2	△ 22	△ 9.8
5千万～1億円	71	56	34	34	1.4	35	1.6	1	2.9
1～10億円	56	52	51	44	1.8	47	2.1	3	6.8
10億円以上	3	3	5	1	0.0	3	0.1	2	200.0

表7 自営漁業の専・兼業別個人漁業経営体数の推移

調査区分 専・兼業区分	第8次 漁業 センサス (昭和63年)	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第11次漁業 センサスとの比較		
				実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
総数	3,265	3,030	2,588	2,307	100.0	2,088	100.0	△ 219	△ 9.5	
専業 (自営漁業のみ)	293	339	453	455	19.7	619	29.6	164	36.0	
兼業	第一種兼業 (漁業が主)	1,212	974	820	758	32.9	564	27.0	△ 194	△ 25.6
	第二種兼業 (漁業が従)	1,760	1,717	1,315	1,094	47.4	905	43.3	△ 189	△ 17.3
	小計	2,972	2,691	2,135	1,852	80.3	1,469	70.4	△ 383	△ 20.7

表 8 漁業就業者数の推移

調査区分 調査項目		第 8 次 漁 業 センサス (昭和63年)	第 9 次 漁 業 センサス (平成 5 年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第11次漁業センサス (平成15年)		2008年漁業センサス (平成20年)		第 11 次 漁 業 センサスとの比較	
					実 数	構成比	実 数	構成比	増減数	増減比
年 齢 別 漁 業 就 業 者 数	総 数	6,901	5,597	4,864	4,282	100.0	4,020	100.0	△ 262	△ 6.1
	15～19歳	69	28	39	21	0.5	19	0.5	△ 2	△ 9.5
	20～29歳	481	228	185	188	4.4	189	4.7	1	0.5
	30～39歳	954	556	365	248	5.8	275	6.8	27	10.9
	40～49歳	1,410	1,017	752	548	12.8	464	11.5	△ 84	△ 15.3
	50～59歳	2,087	1,531	1,136	957	22.3	787	19.6	△ 170	△ 17.8
	60歳以上	1,900	2,237	2,387	2,320	54.2	2,286	56.9	△ 34	△ 1.5
	うち65歳 以 上	…	1,291	1,543	1,702	39.7	1,707	42.5	5	0.3
男女別 就業者数	男	6,086	4,840	4,270	3,753	87.6	3,525	87.7	△ 228	△ 6.1
	女	815	757	594	529	12.4	495	12.3	△ 34	△ 6.4

(参 考) 用 語 の 解 説

過去1年間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
漁獲販売金額	過去1年間の漁獲物（養殖の収獲物を含む。）の販売金額である。
漁業種類	
主とする漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁 船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお旧有限会社は株式会社として会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。

漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
 - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業
 - b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
 - e 収獲物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

- 漁業に係る作業のうち、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には以下のものをいう。
- ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）
- イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業
- ウ 出港・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- エ 悪天時の出漁待機
- オ 餌の仕入れ及び調餌作業
- カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業
- キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業
ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者を使用しているときは、漁業の陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専兼業分類

専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

第一種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第二種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

自営漁業の経営主

自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。

経営主の就業状態

自営漁業のみ

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。

自営漁業が主

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年間従事日数が自営漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。

自営漁業が従

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の年間従事日数が、自営漁業の年間従事日数を上回る者をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

2008年漁業センサス結果速報

平成 21 年 8 月 発行

編集・発行 石川県県民文化局県民交流課統計情報室
〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
電話 (076) 225-1342 (直通)
(076) 225-1111 (代表) 内線 3752

電子メール toukei@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp>

この冊子は、再生紙を使用しています。